

平成19年6月22日
中国四国産業保安監督部四国支部

定期点検業務不履行に関する報告指示について

中国四国産業保安監督部四国支部は、本日、財団法人四国電気保安協会（高松市福岡町、以下「協会」という。）において、自家用電気工作物の定期点検業務の不履行が認められたため、協会に対し、厳重に注意するとともに、今後このような事態が生じないように、再発防止対策を作成して報告を行うよう、指示しました。

（経緯）

- （1）平成19年5月17日、当支部は、協会から定期点検業務に不履行があった旨の報告を受けました。
- （2）協会は内部調査を行い、6名の保安業務従事者が担当する375事業場のうち、44事業場において、平成18年4月から平成19年4月までの間、業務不履行が判明しました。
また、当支部が平成19年5月25日、6月12日、6月18～19日に実施した立入調査により、協会の内部調査結果と相違ないことを確認するとともに、内部調査期間外についても追加的に調査したところ、新たに4事業場において、平成16年8月から平成18年3月までの間、業務不履行の事実を確認しました。
- （3）当該従事者を除く他の従事者については、不履行は認められておりません。
- （4）本日、当支部は協会に対して、再発防止対策の報告を行うよう指示しました。

（本発表資料のお問い合わせ先等）

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課

担当者：近藤課長、本田補佐

電話：087-811-8584

URL：<http://www.nisa.meti.go.jp/safety-shikoku/>